



一般廃棄物処理業許可証

盛岡・紫波地区環境施設組合 指令 第 17 号

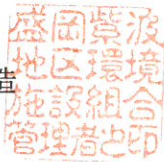
住所又は所在地 盛岡市大通三丁目 9 番19号
氏名又は名称及 有限会社開運興業
び代表者氏名 代表取締役 古 舘 徳 男

令和 2 年 1 月28日付けで申請のあった一般廃棄物処理業の許可については、廃棄物の
処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）第 7 条第 1 項の規定により、次の
とおり許可します。

令和 2 年 4 月 1 日

盛岡・紫波地区環境施設組合

管理者 矢巾町長 高 橋 昌 造



許可年月日及び許可番号		令和 2 年 4 月 1 日 指令第 17 号
事業の 範 囲	取り扱う一般廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ）及び特定家庭用機 器再商品化法（平成10年法律第97号）第 2 条 第 4 項の政令で定める一般廃棄物
	収集、運搬又は処分の別	収集及び運搬（積替え無し）
許 可 期 限		令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月31日まで
許 可 の 条 件		1. 収集区域は、盛岡市（平成 4 年 3 月31日 における紫波郡都南村の区域に限る。）、 紫波町及び矢巾町の区域に限る。 2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭 和45年法律第 137号）、廃棄物の処理及び 清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第 300号）、廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号） 及び盛岡・紫波地区環境施設組合廃棄物の 処理及び清掃に関する法律施行細則（平成 9 年盛岡・紫波地区環境施設組合規則第 1 号）に規定する一般廃棄物処理業に関する 事項を遵守すること。